

## ボランティア活動保険

ご加入いただくには、**社会福祉協議会への登録が必要です。**

登録などの方法や詳細につきましては、**最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。**

### 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動とします。

- グループの会則に則り、立案された活動であること。
- (グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- 社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- 社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含まず。  
 ※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。  
 (自宅以外から出発する場合は、その活動場所との往復途上となります。)

### 対象とならないボランティア活動（主なもの）

自発的な意思による活動とは考え難いもの

- (例)
- 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
  - 免許、資格、単位取得を目的とした活動
  - 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動 など

PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動

- (例)
- 自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動 など

有償のボランティア活動

(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。)

- (例)
- 報酬が時給、日給、月給などで支払われる場合

自宅で行う活動

(日常生活と明確に区分でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になりません。)

保険上対象外となっている活動

- (例)
- 野焼き、山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
  - 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 など

### 補償金額（保険金額）

<平成30年度>

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金※	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円

	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各保険金額に同じ	
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	

※ 後遺障害保険金の額 = 死亡保険金額 × 後遺障害の程度に応じた場合 (2%~100%)

後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%

## 保険料

<平成30年度>

	Aタイプ	Bタイプ
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

### その他の主な補償内容、注意点など

ボランティア自身の食中毒や特定感染症、熱中症も補償します。

天災タイプでは、地震、噴火、津波によるケガも補償します。(賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。)

人格権侵害により法律上の損害賠償責任を負った場合も補償します。

補償期間の途中で加入される場合も上記の保険料になります。

中途脱退による保険料の返れいはありません。

中途でのボランティアの入替えはできません。

中途でのご加入プラン・タイプの変更はできません。

ご加入はお1名につきいずれか1口となります。

※複数口加入の場合でも補償はいずれか1口のみとなりますので、加入申込人は必ず2口以上加入される被保険者がいないこと(他の団体に加入されていないことなど)を確認のうえお申し込みください。

## 加入手続きについて

加入手続きは、最寄りの社会福祉協議会でお願いします。

このインターネット上での加入手続きはできません。

## 学生の加入について

学生のボランティア活動について、学校行事や単位取得に係るボランティア活動などは、補償の対象になりませんのでご注意ください。

※このページは概要を説明したものです。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。